

# 山梨県公報

第千八百二号

平成十九年

十月二十五日

木曜日

## 目次

### 告示

県代行市町村道改築工事の完了……………七三九

### 公告

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………七三九

土地改良区役員の内定……………七四〇

### 公安委員会

指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………七四〇

### その他

落札者等の決定について……………七四〇

## 告示

### 山梨県告示第三百八十号

山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)第四条第二項の規定に基づき、市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。

平成十九年十月二十五日

山梨県知事 横内正明

路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
上野原桐原線	上野原市大字桐原字小和田 六二五三番の一〇地先から 上野原市大字桐原字小和田 六三〇八番の四地先まで	改良	平成十九年十月二十五日

## 公告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年二月二十五日まで縦覧に供する。

平成十九年十月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 届出者の氏名又は名称及び住所  
1 氏名又は名称 株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正  
2 住所 富士吉田市下吉田五千八百五十番地の二届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
1 名称 御坂マーケットタウン  
(-) 所在地 笛吹市御坂町夏目原字カウド千百十六番
- 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正	富士吉田市下吉田五千八百五十番地の二
	田中和仁	笛吹市御坂町下野原千百六十六番地の二
	小笠原良臣	笛吹市御坂町夏目原六百七十一番地の二
	ウエルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木孝之	埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番七号

### 3 変更の年月日

平成十九年七月三日

### 三 届出年月日

平成十九年十月五日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年二月二十五日まで縦覧に供する。

平成十九年十月二十五日  
 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所  
 1 氏名又は名称 株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正  
 2 住所 富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一  
 二 届出の概要  
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 笛吹南マーケッタウン  
 (一) 所在地 笛吹市境川町石橋字堰添五百七十五番一外  
 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正	富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一
株式会社薬のタムラ 代表取締役 横内功	南都留郡富士河口湖町船津	六千八百三番地

- 3 変更の年月日  
 平成十八年三月十五日  
 三 届出年月日  
 平成十九年十月五日

● 土地改良区役員就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。  
 平成十九年十月二十五日

就任  
 山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	米山 敏彦	南アルプス市飯野一〇七五の一	平成十九年十月一日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第九十七号  
 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社協同社中央自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十九年十月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

- 一 変更後の代表者の氏名 中村 和史  
 二 変更年月日 平成十九年十月一日

その他

● 落札者等の決定について  
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成十九年十月二十五日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量  
 セレザイム注二〇〇単位 四百バイアル（予定数量）  
 二 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地  
 山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号  
 三 随意契約の相手方を決定した日

平成十九年九月二十七日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社スズケン甲府支店 山梨県中央市流通団地三丁目七番三号

五 随意契約に係る契約金額

一 バイアルあたり 十五万五千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番